

建築基準法第86条の2第1項の規定により次の公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成16年7月27日

京都市長 梶本 頼兼

認定番号	認定年月日	一団地の位置
11-008	平成16年7月21日	京都市山科区栗栖野中臣町10番地1及び10番地25並びに同区東野舞台町97番地5

(都市計画局建築指導部指導課)